

つくば市バスケットボール協会 規約

第1章 総則

第1条 この法人は、つくば市スポーツ協会バスケットボール専門部と称し、対外的にはつくば市バスケットボール協会（以下、本協会）と称する。

第2条 本協会は、主たる事務所をつくば市スポーツ協会内に置く。

第3条 本協会は、つくば市スポーツ協会へ登録されたバスケットボールチームおよび個人をもって組織する。登録チームおよび個人は原則として、つくば市に在住またはつくば市在住者とつくば市内に職場を有する者で構成されたチームおよび個人とする。

第2章 目的及び事業

第4条 本協会は、つくば市における社会人（大学生を含む）バスケットボール競技を統括し、バスケットボールの普及及び振興を図ることを目的とする。

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) つくば市バスケットボール協会年度総会
- (2) つくば市バスケットボール協会理事会
- (3) つくば市スポーツ協会主催バスケットボール大会および行事
- (4) バスケットボールに関する講習会
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 理事

第6条 本協会は、次の理事を置く

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 会計 1名

第4章 理事の選出及び任期

第7条 理事の選出は会員の互選によって行う。ただし、副部長以下の各委員は部長の推薦を持って充てることもできる。

第8条 理事の任期は二年（一期）とする。但し、再任を妨げない。

第9条 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 理事の任務は次のとおりとする。

- (1) 部長は本協会を代表し、総理する。

- (2) 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 会計は本協会の会計を処理する。
- (4) 各役職は理事が兼務できる。

第5章 総会・会議・委員会

第11条 次の事項は、総会において決定、又は承認する。

- (1) 決算報告・監査報告
- (2) 予算計画
- (3) 年間事業計画・前年度事業報告
- (4) 理事の改選及び規約の改定
- (5) その他、重要事項

第12条 総会は、毎年度1回開催し、部長が招集しその議長となる。

第13条 代表者会議および臨時代表者会議は理事により必要と認められた時、部長に報告し部長が招集する。

第14条 総会は各チームより代表者1名が出席し、チーム総数の過半数以上の出席により成立とする。欠席する場合は委任状の提出によって代わる

第15条 代表者会議および臨時代表者会議は各チームより代表者1名が出席し、チーム総数の過半数以上の出席により成立する。欠席する場合は委任状の提出によって代わる。また、定められた期日までに回答、意思表示がなされない場合は部長へ委任したものとみなされる。

第16条 総会で決定しなければならない事項についても、必要に応じ理事会で決定することができる。但し、総会時、又は代表者会議・臨時代表者会議時に事後承認を得ることを必要とする。

第17条 理事会は必要に応じて各理事が招集することが出来る。

第18条 各委員会会議は委員長が招集し、会議事項を理事長に報告する。

第6章 理事会

第19条 理事会は協会事業の運営をはかり、次の事項を規約に従い企画運営を行う。

- (1) 事業計画
- (2) 予算と決算
- (3) 理事・委員の選出
- (4) 行事計画
- (5) その他、重要事項

第7章 規約・規約の改定

第20条 規約はつくば市バスケットボール協会の重要事項とする。

第21条 規約の改定は、総会の過半数の賛成を必要とする。

第8章 登録・脱退

第22条 本協会に加盟登録しようとするチームは、つくば市スポーツ協会およびスポーツ傷害保険への加入登録を済ませたチームとする。

第23条 本協会に登録するチームは、毎年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに加入手続きを行う。

第24条 本協会に登録されたチームに所属する個人は、原則として当該年度の移籍を認めない。また、複数のチームに登録することも認められない。

第25条 年度中にやむを得ず移籍を希望する場合、当該チームの代表者の承諾を得た後、本協会に申し出、本協会での承認を得ること。その際、移籍したチームでのつくば市スポーツ協会及びスポーツ傷害保険の追加登録の手続きを行うこと。

第9章 大会・行事

第26条 本協会では、年間通じて下記の大会・行事を開催する。

つくば市長杯

つくば市民リーグ戦

つくば市民選手権大会

つくば市シニア大会

つくば市ミックス大会

その他のバスケットボール協議会、イベント

第27条 大会・行事の参加にあたっては、要項を遵守の上申し込み期日までに申し込みを行う

第10章 禁止事項と罰則

日本バスケットボール協会によるメッセージ（2019年3月11日）「クリーンバスケット、クリーン・ザ・ゲーム～暴力暴言根絶～」の発表に即し、以下の禁止事項を設ける。

第28条 大会・行事においては以下の禁止事項を厳守すること

- (1) 会場敷地内及び近隣道路、施設における喫煙行為
- (2) スポーツを愛好する目的のため、過度な接触、体格等を考慮しない、暴力行為または他人に怪我を負わせると判断されるような危険なプレー・行為
- (3) 会場敷地内の施設・備品を破損、または破損につながると判断される行為
- (4) ダンクおよびリングを掴んでぶら下がる行為（設備の設置状況により破損の恐れが大きいため）

(5) なりすまし、未登録、複数チームへのエントリーなどの不正出場

(6) その他、公序良俗に反する行為

第29条 第28条に抵触・違反があったと判断される場合、以下の手続きに沿ってチームもしくは個人を処分する。

第30条 抵触・違反に関する事実確認を行った後、抵触違反が認められた場合、以下の処分を下す。

- ・会場敷地内および近隣道路・施設においての喫煙行為
当該個人及びチームの次大会の出場停止とする
- ・暴力行為または怪我につながると判断される危険なプレー・行為
当該行為を行った個人の1年以上の本協会主催の行事への参加資格の停止とする
- ・ダンクおよびリングを掴んでぶら下がる行為
当該行為を行った個人の当該大会および次大会の出場停止とする。当該チームには嚴重注意とする
- ・不正出場
当該選手・チームともに、1年以上の本協会主催の行事への参加資格の停止とする。
- ・抵触違反の状況により、追加で罰則を与えることもある。

第11章 会計・予算・協会費

第31条 本協会の予算は、大会参加費、補助金、寄付金、臨時協会費、その他の収入をもってこれに充てる

第32条 本協会の予算と決算は、毎年度ごとに会計が作成する。

第33条 本協会の会計年度は、毎年度4月1日より、翌年3月31日までとする。

第34条 臨時協会費は理事が必要と認めた時、各チームへ通達後、集金する。

第12章 補則

第35条 この規約の施行についての細則は、必要に応じて常任理事会にて決定する。

第36条 規約の改正によって、第3章に定める理事が変更される場合は、後任が選出されるまで在任者が企画運営にあたる。

この規約は、令和元年5月1日より施行する。

この規約は、令和5年4月23日に改定を行った。